

宅老所支援事業のご案内

「住み慣れた地域でいつまでも元気に過ごしたい」

「寝たきりにならない、させない」 「認知症にならない、させない」

松阪市社会福祉協議会では、介護予防の一環として、小地域において宅老所を立ち上げるための支援事業を実施しております。補助金を活用して、宅老所を運営してみませんか！（※財源は赤羽根共同募金配分金）

□目的、対象

元気な高齢者と、虚弱・ひとり暮らし・家に閉じこもりがちな高齢者数人(4人～10人)程度の集まりをつくることで、高齢者の生きがいを支え、寝たきり・認知症などを防ぐことを目的とします。この事業の、高齢者とは概ね60歳以上の人をいいます。

参加者数を4～10人程度としましたのは、参加者が3人以下では会話が対話型になり効果が期待できませんし、大勢になると虚弱・一人暮らし・家に閉じこもりがちな高齢者が、会話の中へ入りにくくなる恐れがあるからです。

□宅老所での活動（月に1回以上開催）

同じ世代の人達が集まると話題が共通し、楽しい会話が始まります。お互いの趣味に啓発され意欲もわいてきます。みんなの意見で若い世代や子供たちとの交流もできるでしょうし、保健師や看護師などの専門職員を招いて健康や福祉制度の話の聞いたり、相談したりすることもできます。

このように、高齢者がみんなで支えあって活動します。ほとんどが高齢者同士で活動しておりますが、中には、NPOやボランティア団体が支援している宅老所もあり、最近では地域ぐるみでご近所パワーを活用し、高齢者を支援している宅老所もあります。このように地域みんなで支えあって活動していくのも大事なことでしょうか。

□宅老所になる場所

宅老所を開設できる場所は、公民館や地区市民センターなどの公的な施設は勿論、自治会が運営している集会所、メンバーの自宅など私的な建物も使えます。またメンバーで持ち回りするなどして、場所を特定しないのもよいでしょう。場所については、メンバーで充分検討していただき、特に自治会で運営されている集会所の使用については、自治会と必ず協議されることをお願いします。

□補助金（平成22年7月1日変更）

宅老所を支援するため初回のみ準備資金として補助金として補助し、2年目以降は活動費を助成します。初回の補助金額は参加人数により次のとおりです。

※準備資金 15,000円 + 活動費 1人125円補助 × 登録者数 × 12ヶ月

登録者数	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
補助金額	21,000円	22,500円	24,000円	25,500円	27,000円	28,500円	30,000円

□補助金申請等の問合せ

松阪市社会福祉協議会 本所 福祉のまちづくり課（〒515-0073 殿町1364-16 松阪市福祉会館2F）
電話 21-1487（内線15） FAX 23-3359